

## 平成25年知立市議会 市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成25年2月14日（月） 午前9時00分
2. 招集の場所 第1委員会室
3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 新	稲垣 達雄	高木千恵子
池田 福子	佐藤 修	坂田 修	石川 信生
4. 欠席委員  
なし
5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
市 民 部 長	竹本 有基	経 済 課 長	平野 康夫
6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		
7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第58号 知立市中小企業振興基本条例について	継続審査

午前9時00分開会

○明石委員長

委員会は、議案審議の都合上、市長、副市長、担当の部課長に出席をお願いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された案件で、継続審査になっております議案第58号 知立市中小企業振興基本条例の件を議題とします。

直ちに自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

○石川委員

おはようございます。本案、中小企業振興基本条例に関しまして自由討議の申し出をいたしました。その趣旨たるものは、やはり条例ができて、ただそれが形骸化されたり、あるいは理念条例であつたりということ、実行が伴わないような条例ではいけないのではないかということで、私どもはその調査とか研究、あるいはその効果を検証するような機会をぜひ条例の中に盛り込んでいただきたい、こういう趣旨でもって自由討論を行いたいということで申し出ております。つきましては、私どもの案がありますので、それにつきましてまた皆さんと自由討議したいと思ひます。事務局のほうでちょっと資料を配っていただけますか。

○明石委員長

では、事務局より資料の配付を行います。

○石川委員

引き続きお手元にお配りいたしました修正資料につきまして、ちょっと読み上げてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

1番目に、前文から第3条までは原案のままいたします。第4条につきましては後段を取る、後段というのは、ずっと読んでいきます。後段を取る、この後段という部分は、第4条でございますから、お手元にはお持ちですか。ありますので、ずっと読んでまいります。次に、第5条から第13条までは原案のまま、そして、原案第14条を第15

条とし、第13条の次に、次の1条を加える。中小企業振興会議ということで、第14条、市長の諮問に応じ、中小企業執行策を研究する知立市中小企業振興会議（以下振興会議という）を置く。振興会議は、10名以内の委員をもって構成する。3、委員は次に掲げるものから市長が任命する。1、中小企業者、2、中小企業に関する団体の役職員、3、学識経験者、4、公募市民、5、関係行政機関の職員、6、その他市長が必要と認める者。第4項、委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任の残任期間とする。5、前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に必要な事項は規則で定める。その後、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上であります。これにつきまして、また皆さんよろしくお願ひします。

○明石委員長

趣旨説明が行われました。これに対して自由討議、御意見ございませんか。

○高木委員

知立市中小企業振興会議の設置を加えていただくことは、本当に私ども大変喜ばしいことと思っております。そこで、ちょっと二、三お聞かせください。

修正案の2ですけれども、第4条の後段を削るという部分があります。市の責務は、市は前条に定める基本理念に基づき、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定及び実施しなければならないということだけで終わってしまつて、あとの後段の中小企業者及び中小企業に関する団体の意見を適切に反映させるよう努めなければならないというこの文面が不要ということをお聞かせください。理由をお聞かせください。

○石川委員

もちろん、中小企業者及び中小企業の団体の意見を聞かなければならないというのは、今の私どもが加える振興会議において包括されると思ひますので、こういう条例の中で重複項目は必要ないと、そのように判断いたしました。

○高木委員

先進市の事例を見せて、事例というか条例を見せていただきますと、旭川市、札幌市、まだほかにもありますけれども、中小企業振興条例内には審議会や振興会議などが設定されております。しかし、その中に市の責務として中小企業者等の意見の反映に努めるという文面も残っております。また、八尾市、函館市におきましても、市の責務の中には、市は事業者等の理解と協力、そして施策の推進等を述べられておりますので、第4条の市の責務というところをもう一度考えていただきたいなということで、皆さんの御意見もお聞きしたいなというふうに思っております。

○明石委員長

御意見ありませんか。

○佐藤委員

私も、今の高木委員の疑問といえますか、その点について同じようなことを思うわけです。

まず、第4条、市の責務ということになっておりますけれども、この後段部分を削るということでもあります。先ほど、石川委員のほうからは、振興会議が設置を、条例上でうたい込まれるので、その中に包含されるので、必要ないではないかというふうに言われたわけです。しかしながら、もちろんこの振興会議につきましても、市長の諮問に応じて設置されるということですので、先ほど言った中小企業者及び中小企業に関する団体の意見を適切に反映させるように努めなければならないということとイコールという感じにもとれますけれども、実際は、この諮問に応じてということで、振興会議がやったら振興会議ですし、丸投げすればいいかということには、私はならなくて、市長部局は市長部局として必要な意見を適切に反映させるような取り組みや、そういうことも必要ではないかというふうに思いますけれども、その点はどのようにお考えですか。

○石川委員

今、私、先ほどから申し上げました包括されればこの中にあります、市は中小企業及び中小企業に関する団体の意見を適切に反映させるように努めなければならないという言葉だけであると、大

体は今までの条例の中ではそれが形骸化されて、そういうことはなかなか行われぬ、そのためにこの中小企業振興会議を置いて、設けて、その中でしっかりと中小企業の代表の方もそこで述べてもらえばいい話でありまして、重複的には要らないのではないかとこのように考えております。

○佐藤委員

確かに、ここの諮問会議の中には中小企業者ということが入るので、石川議員の言われるようなこともそのとおりでなというふうに思いますけれども。ただ、諮問を受けたときに、市は市としてそれを受けて、その施策を展開するときに、さまざまやっぱり自分たちは自分たちで市長部局として所管のところでそれなりのものをやっぱり持つ必要もあるのではないかと、そういうことを思いますと、あえて単なる重複では私はないと思いますので、残しておいても何の弊害もないわけですよ、正直な話が。それで、市の第4条のところを見ますと、先ほど高木委員が言われましたけれども、第4条は札幌市の中小企業振興条例と全く文言が一緒なんです。札幌市はこの条例の中にさらに振興会議という審議会を定めておりますけれども、その文言自体はちゃんと残しておるんです。そう思うと、私は単なる重複ではなくて、振興会議は振興会議の役目を果たしつつ、市長部局は諮問を受けて、これを全てそのとおりでということではなくて、みずからもやっぱり市長部局として意見を伺うことを含めて、それをその諮問を受けたときに妥当性があるかどうかを含めて判断できる力を持たないといかんというふうに思いますし、そう思うとそれはそれで単なる重複ではなくて、二重構造としてちゃんと機能するようになっていくという意味から残すべきではないかというふうに思うんです。これはそんなに石川委員の提案で不要となったということをごこの中には書かれているけど、あえて残しても何ら問題は私はないというふうに思いますので、ぜひその点はそういうふうに思いますけれども、皆さんはどうお考えですか。

○稲垣委員

大変よりよい内容が示されております。今、高木委員、また佐藤委員もおっしゃられたように、第4条の後段を削るということについては、私もいささかこれを取る、削る必要はないのかなというふうに考えております。民友クラブとしてもそのようなことを考えております。

以上です。

○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前9時10分

---

再開 午前9時11分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

○池田福子委員

お伺いいたします。こういうのができるというのは非常にいいことだと思いますけれども、振興会議のほうにちょっと焦点を合わささせていただきまして、質問させていただきますけれども、究極の目的はこれは何ですか。

○石川委員

先ほども申し上げました。やはり、条例ができただけではいけませんので、検証したりあるいは先々のいろんな調査をしたり、あるいは研究すると。まずは、いろいろな施策がうたれるが、それに対する検証もしなければならぬ、そういうことであります。

○池田福子委員

もう少し端的に言っていただければ、結局は中小企業が栄えるようにという。もうちょっと活動的で栄えるようにという意味だと思うんですけども、そのための会議だと思うんですけども、この位置づけで少し違和感を感じるのは、どうしても学識経験者、まず伺っていきますけれども、学識経験者の立場はどういうふうに考えればいいですか。

○石川委員

やはり学識経験者というのは、学識を持っている人、あるいは人生的にもいろんな経験を持って

おられる方と、そういう意味合いであります。

○池田福子委員

オブザーバーと考えますか。

○石川委員

考えません。

○池田福子委員

考えません。はい。

そうしまして、次に伺いたいのが公募市民なんですけれども、これは後段のほうに消費者も入るといふうにきちっとうたってはありますよね。ただ、商工なので、工業にしる商業にしる、最終の消費者というか、エンドユーザーというか、それを焦点に合わせないと反映はしないと思うんですよ。その割には、公募市民という段取りとして非常に弱いような気もするんです。逆にいいですよ。懇話会という名簿の資料があるんですけども、この前段の。懇話会9名のうち、1、2、3、4までが、要するに商工会の会長、副会長それから経営指導員、経営指導員というふうにくるわけです。9人のうち4人までが商工会と。これは私的に見れば非常に偏った感じがするんですけども、こういう状態にはならないと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。私はこれを見てもう序列ができていっているというふうに感じてしまうんですよ。

○石川委員

懇話会というのは、恐らく、これは市の当局に聞かないとわからないんですが、この条例をつくるに当たっての会だと思えますが。今回の設置する会というのは、やはりそれを検証する、施策を出される、それに対しての検証ということでありまして、公募市民というのは、なぜ公募市民としたのかというのは、やはり池田福子議員が言われるように偏るといけないので公募市民という形をとったわけです。

○池田福子委員

認識としては上下関係はないと、当然なんですけれども公募ですから。それと振興会議のメンバーとしての上下関係は全然ないんだというふうに考えても構わないですよ、当然。

○石川委員

ちょっと意味がわかりません。上下関係なんていうのがあるのかどうかというのは私にはちょっと理解できません。

○池田福子委員

当然ないと思うんですけども、例えば、最初に会長というような名目が出てきますと、素人目に見れば、上下関係というように見る方もいらっしゃるかと思います。振興会議の場合は決定機関ではないと思うんです。諮問機関だと思うんです。そこに意見が言いにくいとかそういうものは当然持ち込まないと思うんですけども、それを確認させていただきたいと思いますけど。

○石川委員

これを私が答えるというのはなかなか難しいですが。条例ができた後で、規則等で選ばれるので。私が今それで、要望はすることはできるかと思えますけども、こういうメンバーでやってほしいという要望は言えるかと思いますが、それを私が当局側と同じような答弁はできないと思いますので、それはちょっと御了解願いたいと思います。

○池田福子委員

市長、副市長にお願いしたいと思うんですけども。

○明石委員長

市長提案ではないので。

○池田福子委員

済みません。じゃあ、そういうことでお願い、ぜひしたいと思うんですけども。

もう一つは、やっぱり同じところから偏ったメンバーを選ばないでほしいということをお願いしたいと思うんですよ。その点はいかがですか。

○石川委員

これはなかなか難しいですね。私が言うのはあれですが、それは偏らずにいろいろ幅広くやれるのが一番いいでしょうが。これの条例というのは、中小企業振興条例ですので、どうしても中小企業とかそういうものに携わる人のメンバーが多少多くなるのではないかなということぐらいは予測されます。

○池田福子委員

多少それはいたし方ないと思いますけれども、失礼ですけれども、懇話会の場合はちょっと極端過ぎだと思しますので、よろしく願います。

○佐藤委員

ちょっと先ほどの削除の部分について、残してほしいという話ですけども、さっきは休憩中の議論でしたので、一遍、石川委員に確認したいと思いますけれど。先ほど言ったような趣旨で残しておいても弊害がないし、残すことによってより実効性のあるものにできるというふうに考えますので、ぜひその点は市政会の中で、正式な修正案の中にそうした部分も残すようにしてほしいと思いますが、その点だけ確認させてください。

○石川委員

皆さんの意見を拝聴いたしましたので、私ども市政会で検討させていただきますが、委員の方々の意見がそういうことでありますので、この辺のところに重きを置きながら一度検討させていただきます。

○佐藤委員

それで、きょう資料は正式に配られたやつはこのものですけども、以前、市政会のほうから、規則の案についても出されましたので、その点についてちょっとお伺いしておきたいなというふうに思うんです。第3条の会議ですけども、文言は振興会議はと、会長が招集しその会議の議長となるというふうにありますけれども、主語が振興会議という形になっていますけれども、私は会長は振興会議を招集しという形に直してほしいなと、この方がより自然で正しいんじゃないかというふうに思います。どうでしょうか。

○石川委員

振興会議は、前の箇所ですか。規則ですね。第3条でしたか。

○佐藤委員

第3条です。

○石川委員

振興会議は会長が招集し、その会議の議長となる。これの主語ですか、済みません、反問するよ

うですが、もう一度ちょっと。

○佐藤委員

ちょっとそうすると、その会議の議長となると  
いうのもまたおかしくなる。

○石川委員

その会議の議長となるというところですね。この規則については、これはちょっと私どもの案ではありますが、最終的には市の当局が規則をつくられるのではないかなと、このように思いますので、今の佐藤委員の意見も当局の方がお見えになりますので、そこら辺のところを言っていたいで。私どもで、この規則、こういう案ではいかかなというものでございますので、それをここで決めるというわけにはいきませんので。

○池田福子委員

じゃあ、その関連で第2条なんですけれども、これも私的にはちょっとあれなんですけど、3番目、副会長は委員長委員のうちから会長が指名するというのは、会長が選ぶというふうに考えていいんですか。

○石川委員

先ほども申し上げましたように、私どもがつくったやつがそのままというわけではないもので、規則はやっぱり当局のほうがつくられるので、そういう御意見は今言っておいていただければ、市民部長も経済課長も見えますので、そこでつくられると思います。

○池田福子委員

会長が副会長を指名するという事は、流れを持っていきやすいというふうに思うんですが、拮抗するほうがいいという場合もあるものですから、委員の合意というふうに、本当はしていただきたいと思うんですわ。またお考えください。

○石川委員

これは私ども、想像でものを申し上げるのはいけませんけども、中小企業の振興条例ですので、中小企業の方々にとっては、ある程度自分たちに有利というか、実効性のあるいいものであるよということの検証をされるわけですから、そこら辺の人事で何か押し切るということはないと思

います。施策は市のほうが打たれるわけですから、それに対する検証をしたり、そういうことを行う会議でございますので。それで会長とか、そういう者が何かを押し切るというような事態はないのではないかと。自分たちに有利になるように考えるのではないかなと、こんなふうに思います。

○池田福子委員

確かに、会長が副会長を決められるということになりますと、流れをつくりやすいということにはなると思うんです。ただ、それがいいか悪いかということはまた別問題だと思うんです、ということ。

○石川委員

そのとおり、いいか悪いかわかりませんが、この委員の中には、中小企業の方、あるいはそういう中小企業の団体の方もお見えになりますので、やはり市が打たれるそういう施策に対しては、自分たちは有利にありたいと思う人たちが大体メンバーの中に入ってくると思いますが、その程度しかわかりません。

○高木委員

済みません。次に私、もうちょっと一つ、規則のほうに入っていつてしまったんですけど、私、条例のところで、知立市中小企業振興会議のほうの第14条のことでお聞かせください。私、この14条なんですけど、市長の諮問に応じという言葉から始まります。私、他市、先進市、今、ホームページを見ますといろんなところでもう基本条例をつくっております。鳥取市、喜多方市、枚方市などでは、地方自治法138条の4の3項の規定に基づきという言葉で振興会議を置くということになっております。そしてまた、先ほどの旭川市や八尾市、函館市におきましては、中小企業の振興のために中小企業審議会を設置するというような文言になっております。千歳市、札幌市、熊本市、北見市などでは、中小企業の振興を図るために市長の附属機関として中小企業振興会議を置くということになっております。多くの市がこのような条例になっているのをよく見るんですけども、この市長の諮問に応じというのが間違っているも

のではありませんけれども、私個人的にひよっとして市長が、諮問をやらんでもいいよというようなことが、もしもないかもわからないですけど、もしもあったときと思うと、やはりこれは中小企業の振興のためという、この条例の目的がどこにいつてしまったのかなという気がするものですから、ちょっと皆さんの御意見をお聞かせください。お願いします。

○石川委員

おっしゃることはわかりましたので、よく検討いたしたいと思います。

○佐藤委員

どうも話があっちに行ったりこっちに行ったりして大変恐縮です。先ほど、規則のところ、条例をこのような形で提案したいということで出されたわけですね、これは。そうするとおのずと条例とセットで規則というものがあるわけで、先ほど、石川委員は条例を提案したら、後は規則は市長部局のほうでつくられるというようなことを言われましたけれども、私は、前、提案があったような中身でセットで出されたらどうですか、これは。その上で、私がさっき言った第3条のところの主語のところを直してほしいなというふうに思うんですけども。せっかく条例を、修正案を出されるわけですので、規則についても出されたらどうですか。先ほど、以前、こうした案をもらって、私は第3条のところをそうした形にしてもらえばいいかなというふうに思っているんですけど、それはどうなんですか。

○石川委員

ちょっともう一回、第3条のこの主語のやつを聞かせてください。

○佐藤委員

高木委員から、市長の諮問に応じということはどうかということですけども、いずれにしても。

○石川委員

規則の第3条の主語は何かと言われたのでもう一回ちょっと聞かせて、よろしいですか。

○佐藤委員

第3条のところ、ここは振興会議はというふ

うなっているのね、会長が招集しというふうになっていますけども、会議だもんだから、会長が招集し、振興会議はその会議の、ちょっとここはつながらないけれども、会長が招集しという形にした文言に、会長が招集し。会長が振興会議を招集し、そうすると文章がつながるんです。そういう形に改めてほしいなというふうに思います。

○石川委員

皆さんの御意見がありましたので、検討させていただきます。

○佐藤委員

それで、先ほど、いずれにしても、この振興会議、それぞれ各自治体において条例制定されていますけれども、いずれにしてもこれは市長の附属機関であることには間違いないわけですよ。名称が附属機関とするということでもいいわけですけども、見てみると、私はたくさん見たわけじゃないですけども、札幌市や函館市は市長の諮問に応じという文言にもなっているので、その辺は、今どちらが一番適切かということはちょっと判断がつかかねますけれども、もう少し調査、研究が必要な部分じゃないかなというふうに思います。今の文言でも間違っているわけではないので。ただ、先ほど言ったように、振興会議自体は市長の附属機関であるということは、文言でとばなくてもそういうものなので。

○明石委員長

時間になりました。30分になりましたので、最後に市長にお伺いします。予算を伴う私どもの条例修正資料が出されました。これについて何か御感想、御意見がございましたら、発言をお願いします。

○林市長

本日の委員会、どうもありがとうございます。中小企業振興基本条例の修正ということで、この中小企業、知立の中小企業者の活性化と申しますか、発展のためという条例であります。そのために実効性のあるものにつくっていただいているわけでありまして、大変ありがたく思っております。この条例ができた暁には、附属機関でありま

すので、この会議の方々には予算が伴うことになるわけでございます。それについては、しかるべき時期に予算案も上げさせていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○明石委員長

ありがとうございました。

これで、自由討議を終わります。

以上で、本日の市民福祉委員会を閉会いたします。

午前9時32分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 4月18日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 明 石 博 門